

山梨県公報

第千九百九十二号

平成二十一年

十月二十九日

木曜日

目次

休猟区の指定	五七三
特定猟具使用禁止区域の指定	五七七
保安林の指定の解除の予定	五七九
訓令	
職員の出発に関する規程の一部を改正する訓令	五七九
公告	
落札者等の決定について(二件)	五七九
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	五八〇
人事委員会	
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	五八〇
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五八一
平成二十一年度機械警備業務管理者講習の実施について	五八四

告示

山梨県告示第三百十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣(ニホンジカ及びイノシシに限る。)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成二十一年十月二十九日

山梨県知事 横内 正明

一 休猟区の名称

かさなし山休猟区

二 休猟区の区域

北杜市須玉町江草地内の県道二十三号(葦崎増富線)と北杜市道若神子牧線との接点を起点とし、同所から同市道を南西に進み北杜市営林道馬場線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み北杜市営林道松尾線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み県営林道比志海岸寺線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み市営林道比志海岸寺線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県道六百五号(清里須玉線)との接点に至り、同所から同県道を北東に進み北杜市須玉町・北杜市高根町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み県営林道高須線との交点に至り、同所から同林道を東進し市営林道三沢高須線との接点に至り、同所から同林道を北東及び南東に進み農道御門線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み県道六百十号(原浅尾葦崎線)との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道二十三号との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道二十三号の旧道敷との接点に至り、同所から同旧道敷を南西に進み県道二十三号との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千四百七十九・二ヘクタール

二一 休猟区の名称

芦安休猟区

2 休猟区の区域

一 南アルプス市地内の県道二十号(甲斐芦安線)と南アルプス市須沢・南アルプス市芦安芦倉の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し南アルプス市駒場・南アルプス市芦安芦倉境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し南アルプス市駒場・南アルプス市芦安交通境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み南アルプス市高尾・南アルプス市芦安交通境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み南アルプス市・南巨摩郡増穂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み南アルプス市・南巨摩郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み高谷山に至る尾根との交点に至り、同所から同尾根を北進し桃の木鉾泉から高谷山頂を経て大崖頭山へ向かう登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み通称「夜叉神峠登山口」から大崖頭山へ向かう登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し県営林道南アルプス線との接点(通称「夜叉神峠登山口」)に至り、同所から同林道を南東及び北東に進み県道一

十号との接点に至り、同所から同県道を東及び北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

二千百八十四・六ヘクタール

三 1 休猟区の名称

菅原休猟区

2 休猟区の区域

北杜市白州町白須地内の神宮川と釜無川との接点を起点とし、同所から同川を南東に進み北杜市白州町・北杜市武川町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み沢上沢川との接点に至り、同所から同川を北西に進み北杜市道横手本村線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道六百十四号（駒ヶ岳公園線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み尾白川との交点に至り、同所から同川を西進し鞍掛山三角点と黒戸山三角点を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北西に進み日向山から鞍掛山頂を通り大岩山へ向かう山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み神宮川との交点に至り、同所から同川を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

二千三百七十一・〇ヘクタール

四 1 休猟区の名称

敷島休猟区

2 休猟区の区域

甲斐市上芦沢地内の県営林道観音峠大野山線と甲斐市・北杜市境界線の交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み甲府市・甲斐市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し県道二十七号（葦崎昇仙峡線）との交点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み葦崎市・甲斐市境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し甲斐市・北杜市境界線との接点（饅頭峠）に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千三百四十三・四ヘクタール

五 1 休猟区の名称

旭休猟区

2 休猟区の区域

県道六百二号（武田八幡神社線）と葦崎市道（神山）三十九号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み葦崎市道（旭）九十号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道十二号（葦崎南アルプス中央線）との接点に至り、同所から同県道を南進し葦崎市道（旭）七十二号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み葦崎市道（旭）七十一号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み南アルプス市・葦崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み甘利山登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み市営林道小字沢線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県営林道小字沢線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県営林道御庵沢小武川線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み県営林道鈴嵐線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み葦崎市道（神山）十二号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千九百七十二・二ヘクタール

六 1 休猟区の名称

小檜山休猟区

2 休猟区の区域

山梨市牧丘町倉科地内の県道二百六号（塩平窪平線）と井戸川との交点を起点とし、同県道を西及び北西に進み、県営林道川上牧丘線との接点に至り、同所から同林道を北進し焼山峠から小檜山へ向かう登山道との接点に至り、同所から同登山道を南東に進み、小檜山三角点（標高千七百七十二メートル）に至り、同所から同登山道を南西に進み、市営林道小檜山線起点へ向かう登山道との交点に至り、同所から同登山道を南東に進み、市営林道小檜山線との接点に至り、同所から同林道を南東

に進み、井戸川へ向かう作業道との接点に至り、同所から同作業道を北西に進み、井戸川との接点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千八百四十・〇ヘクタール

七 1 休猟区の名称

御坂休猟区

2 休猟区の区域

笛吹市御坂町地内の県道七百八号（富士河口湖笛吹線）の御坂トンネル北側入口を起点とし、同所から同県道を北及び北西に進み国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み県道三百四号（上黒駒石和線）の接点に至り、同所から同県道を北西に進み国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み県道三百四号（白井甲州線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み笛吹市一宮町市之蔵地内の金川右岸との接点に至り、同所から同川右岸を南東に進み笛吹市御坂町・笛吹市一宮町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東、北東及び南東に進み大月市・笛吹市・甲州市境界点（カヤノキビラノ頭（標高千四百一メートル））に至り、同所から大月市・笛吹市境界線を南東、東及び南東に進み大月市・笛吹市・富士河口湖町境界点に至り、同所から笛吹市・富士河口湖町境界線を南及び西に進み県道七百八号との接点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千四百十五・〇ヘクタール

八 1 休猟区の名称

鶏冠山休猟区

2 休猟区の区域

甲州市塩山上萩原裂石地内の国道四百一十一号と県道二百一十一号（塩山停車場大菩薩嶺線）との接点を起点とし、同所から同国道を北、北東及び東に進み甲州市・北都留郡丹波山村境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、西及び南東に進みみそぎ沢へ向かう登山道との交点（丸川峠）に至り、同所から同登山道を南西に進み

県道二百一十一号との接点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

二千四百十・〇ヘクタール

九 1 休猟区の名称

硯島休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡早川町雨畑地内の県営井川雨畑林道と稲又谷川との交点（稲又川橋）を起点とし、同所から同林道を南東に進み稲又トンネル南詰より約百メートル南の地点で雨畑川に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南東に進み雨畑川との接点に至り、同所から同川を西及び南西に進み御馬谷川との接点に至り、同所から同川を東進し御馬谷川支流の沢との接点に至り、同所から同沢を東及び南東に進み三角点（標高千九百六十四・〇メートル）の尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東に進み同三角点の地点で南巨摩郡早川町・南巨摩郡身延町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し山梨県・静岡県境界線との接点（八紘嶺（標高一九一七・九メートル））に至り、同所から同境界線を南西、北西及び北に進み山伏（標高二千二十三・七メートル）、青笹山（標高二千二百八・九メートル）及び稲又山（標高二千四百五・三メートル）を経て県有林第三十五林班は小班・同林班口小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み稲又谷川支流の沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み稲又谷川との接点に至り、同所から同川を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

五千四百四十一・五ヘクタール

十 1 休猟区の名称

思親山休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡南部町佐野地内の柿元ダム堰堤の東端を起点とし、同所から同堰堤を西進し小道との接点に至り、同所から同小道を南西に進み南部町道佐野線との接点に至り、同所から同町道を南、南西及び南に進み南部町菅三石山林道との接点に至り、

同所から同林道を北東及び北西に進み南部町道内船上佐野線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み西乗に至る山道との接点(佐野峠(標高八百四十五メートル))に至り、同所から同山道を北東に進み南部町道佐野線との接点(佐野橋南詰)に至り、同所から同町道を南進し下野集落前で通称「官袋峠」に至る山道との接点に至り、同所から同山道を東進し山梨県・静岡県境界線との接点(官袋峠)に至り、同所から同境界線を南進し柿元ダム堰堤の東端から北及び南東へ延びる小道との接点(石神峠(標高五百十六メートル))に至り、同所から同小道を北西及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千二百四十五・七ヘクタール

十一 休猟区の名称

榑休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡身延町角打地内の県道十号(富士川身延線)と身延町道身延駅裏線との接点(願い橋南詰)を起点とし、同所から同県道を北進し県道九号(市川三郷身延線)との接点(身延橋東詰)に至り、同所から同県道を北進し国道三百号との接点に至り、同所から同国道を東、北及び東に進み県道四百十五号(湯之奥上之平線)との接点(いで湯橋北詰)に至り、同所から同県道を南及び南東に進み県道湯之奥猪之頭林道との接点に至り、同所から同林道を北東、南及び南東に進み毛無山(標高千九百四十五・〇メートル)に至る登山道との接点(毛無山登山口)に至り、同所から同登山道を北西及び北東に進み山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し、南巨摩郡身延町・南巨摩郡南部町境界線との接点に至り、同所から同境界線を西、南及び南西に進み南巨摩郡身延町大崩地内の集落から三石山(標高千七百七十三メートル)に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西に進み身延町道大崩線との接点(大崩上集落登山口)に至り、同所から同町道を北西、南東及び西に進み身延町道身延駅裏線との接点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

三千五百四十五・九ヘクタール

十一 休猟区の名称

二十六夜休猟区

2 休猟区の区域

上野原市秋山地内の県道三十五号(四日市場上野原線(通称雛鶴棧道))旧雛鶴隧道東詰を起点とし、同所から同県道を東、北東、南東及び東に進み上野原市道中野栗谷向線との接点に至り、同所から同市道を南進し上野原市道栗谷森の下線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み上野原市道栗谷線との接点に至り、同所から同市道を南進し上野原市営栗谷林道との接点に至り、同所から同林道を南進し同林道終点において南都留郡志村笹久根地区に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南進し赤鞍ヶ岳に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を西進し雛鶴峠に向かう登山道との接点に至り、同所から同登山道を北及び北西に進み雛鶴隧道東詰に向かう登山道との接点に至り、同所から同登山道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

千七百十六・〇ヘクタール

十二 休猟区の名称

平野休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡山中湖村平野地内の国道四百十三号と県道七百二十九号(山北山中湖線)との接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、山中湖村道六十五号線との接点に至り、同所から同村道を北進し通称石割山ハイキングコースとの接点に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み都留市・南都留郡山中湖村・南都留郡志村の境界点に至り、同所から南都留郡山中湖村・南都留郡志村境界線を南東に進み国道四百十三号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

五百九十五・〇ヘクタール

六 休猟区の名称

小菅西休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡小菅村地内の県道五百八号（大菩薩峠線）と東京都水源林作業道（通称やまめ道）との接点を起点とし、同所から同作業道を南進し石丸峠に至る登山道（通称牛ノ寝通り）との接点に至り、同所から同登山道を西進し大菩薩峠に向かう登山道との交点に至り、同所から同登山道を北西に進み小菅・大菩薩登山道との交点に至り、同所から同登山道を北東に進み県道五百八号との接点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

八百七・〇ヘクタール

山梨県告示第三百十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十一年十月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 特定猟具使用禁止区域の名称

敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

甲斐市島上条地内の県道六号（甲府葦崎線）と甲斐市道天狗沢大久保線との接点を起点とし、同所から同県道を西進し甲斐市天狗沢・甲斐市竜地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み甲斐市大久保・甲斐市竜地境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し甲斐市大久保・甲斐市大袋境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し甲斐市道富士塚線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み甲斐市大袋二千七百八十六番地サントリー株式会社登美の丘ワイナリー、甲斐市牛向三千八百五十九番地昇仙峡サントリークラブ、甲斐市団子新居千九百一十七番地四甲斐芙蓉センター倶楽部及び葦崎市穂坂町長久保五百二十番地一損保ジャパン山梨総合研修センター敷地境界線の外側二百メートルの線との交点に至り、同所から同線を西、北及び南東に進み甲斐市道大久保環状線との交点に至り、同所から同市道を東及び北に進み菩提沢との交点に至り、同所から同沢を南進し甲斐市道天下菩提線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道百一号（敷島竜王

線）との接点に至り、同所から同県道を南進し甲斐市道鳥居坂大下線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道鳥居坂後沢線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道池ノ原二号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道牛向八ツ頭線に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南西に進み甲斐市道牛向八ツ頭線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み甲斐市道旧牛向八ツ頭線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南に進み甲斐市道牛向八ツ頭線との接点に至り、同所と長光寺を結ぶ直線の延長線を南進し、市道天狗沢境線との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市道中学校天狗沢線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道天狗沢旧道線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

六百八十八・六ヘクタール

二 特定猟具使用禁止区域の名称

桐原特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

上野原市黒田地内の県道五百二十二号（桐原藤野線）と上野原市道新井黒田線との接点を起点とし、同所から同市道を南西に進み上野原市道上野原桐原線との接点（桐原橋東詰）に至り、同所から同市道を北西に進み県道三十三号（上野原あきる野線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み県道五百二十二号との接点に至り、同所から同県道を南東に進み上野原市道小橋線との接点（桐原トンネル西詰）に至り、同所から同市道を北東、南東及び東に進み上野原市道小伏川上線との接点に至り、同所から同市道を南進し上野原市道小伏上道線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み県道五百二十二号との接点に至り、同所から同県道を東、南西及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百十四・〇ヘクタール
三 特定猟具使用禁止区域の名称
野田尻特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

上野原市四万津地内の国道二十号と県道五百七号（野田尻四万津線）との接点を起点とし、同所から同県道を北進し中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進し上野原市道鶴川野田尻線に至る車道との交点（新栗原橋）に至り、同所から同車道を南進し上野原市道鶴川野田尻線との接点に至り、同所から同市道を東進し吾妻神社横において上野原市道中山線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み仲山川に沿い上流に延びる小道との接点に至り、同所から御前山三角点に向かつて延びる尾根を南、南西、西に進み御前山三角点（標高四百六十・九メートル）に至り、同所から四万津小学校東に通ずる登山道を南西に進み上野原市道奥平道上鈴ヶ沢線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み国道二十号との接点に至り同所から同国道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

四百四十九・〇ヘクタール

四 1 特定猟具使用禁止区域の名称

小淵沢特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と棒道との交点を起点とし、同所から同道を南東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同川を南進し八ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み北杜市道東二級九十八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道篠原二百五号線との接点に至り、同所から同農道を北進し東日本旅客鉄道株式会社小海線との交点に至り、同所から同線を北進し北杜市道西一級二十号線との交点に至り、同所から同市道を北及び北西に進み山梨県・長野県境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

六百七十二・九ヘクタール

五 1 特定猟具使用禁止区域の名称

小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と県道十一号（北杜富士見線）との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び北東に進み県道十七号（茅野北杜葎崎線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み北杜市道西一級八号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み北杜市道東一級一号線との接点に至り、同所から同農道を南東に進み北杜市道東一級七号線との接点に至り、同所から同市道を南進し北杜市小淵沢町・北杜市長坂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に進み北杜市長坂町中島四千四百二番地北の杜カントリー倶楽部の敷地境界線の外側二百メートルの線との交点に至り、同所から同線を東、南東、南西及び北西に進み北杜市小淵沢町・北杜市白州町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み釜無川との交点に至り、同所から同川を北西に進み山梨県・長野県境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

七百四十三・二ヘクタール

六 1 特定猟具使用禁止区域の名称

八米特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

上野原市上野原地内の県道三十三号（上野原あきる野線）と鶴川の交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み新井沢との交点に至り、同所から同沢を南西に進み鶴川との接点に至り、同所から同川を西及び北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

5 銃器
面積
三十四・四ヘクタール

七1 特定猟具使用禁止区域の名称
下吉田・上暮地特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域
富士吉田市上暮地内の国道百三十九号と富士吉田市・南都留郡西桂町境界線の交

点を起点とし、同所から同境界線を南西に進み、中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み、国道百三十九号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類
銃器

5 面積
六十八・三ヘクタール

山梨県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年十月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所
笛吹市芦川町上芦川字品沢一八二の二、一八二の四から一八二の九まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

訓 令

山梨県訓令甲第十六号

本 庁
出 先 機 関

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年十月二十九日
山梨県知事 横内正明

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の課」を削る。

別表中二十の項を二十一の項とし、二の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次の一項を加える。

二 総務部	消防広域化の支援	甲府市住吉二丁目	
	業務		

附 則
この訓令は、平成二十一年十月三十日から施行する。

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成二十一年十月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 落札に係る業務の名称及び数量
行政情報ネットワーク等総合保守管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日
平成二十一年九月八日

四 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 落札金額
二億七百万円

六 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札
七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十一年七月三十日

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成二十一年十月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
パソコン機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十一年九月一日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目十七番三号
- 五 落札金額
四億三千五百四十五万九百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十一年七月二十三日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年二月二十八日まで縦覧に供する。
平成二十一年十月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社旅日記 代表取締役 志村忠良
2 住所 山梨県笛吹市石和町四日市場千六百七十九番地
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル甲府昭和店
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条千二百二十五番地外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時	開店時刻 二十四時間 閉店時刻 二十四時間
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで	二十四時間
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 届出の図面のとおり	三箇所 届出の図面のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時まで	午前六時から午後十時まで

- 3 変更する年月日
平成二十一年十一月十八日
- 三 届出年月日
平成二十一年十月二十日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十六号
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年十月二十九日

山梨県人事委員会

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部
 を次のように改正する。

第十一条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額

イ 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）別表第十の調整数が一と定められている者又は給料の調整を受けない者 七千二百円

ロ イに掲げる者以外の者 六千八百円

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額

イ 前号イに規定する者 四千六百円（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額）

(1) 深夜勤（午前零時から午前十時までの間に八時間以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。以下同じ。）で深夜における勤務時間が二時間以上である場合 五千円

(2) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千八百円

ロ 前号ロに規定する者 二千九百円（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額）

(1) 深夜勤で深夜における勤務時間が二時間以上である場合 三千三百円

(2) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十九日

別表第十中

一、七七二	県道 市之蔵 山梨線	山梨市上神内川九七〇番地先（大島薬局前）	一	日下 部	五〇・一〇・六 三三三号
-------	------------------	----------------------	---	---------	-----------------

一、七七二	削除			日下 部	平成二十一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号
-------	----	--	--	---------	------------------------------

二、八一六	県道 甲府市 川大門 線（昭和 バイ パス）	中巨摩郡昭和町河東中島一、一四 六番地先（山本正夫方所有畑前）	一	南甲 府	五七・一〇・八 四二号
-------	---------------------------------------	------------------------------------	---	---------	----------------

二、八一六	県道甲 府市川 三郷線	中巨摩郡昭和町河東中島一、一 四六番地先（リサイクル・オフ センター前）	二	南甲 府	平成二十一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号
-------	-------------------	--	---	---------	------------------------------

五、二二四	市道	中央市成島一、七三六番地の二 先（丁字路交差点）	一	南甲 府	平成一九年七月 二日 告示第六〇号
-------	----	-----------------------------	---	---------	-------------------------

五、三二二	市道	北杜市高根町清里三、五四五番	一	北杜	平成二十一年一〇
五、三一一	市道	甲府市増坪町二一六番地九先(株)ブリヂストンIPT甲府営業所前)	一	南甲府	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三一〇	市道	中央市成島一、六五四番地二先(成島一号公園南側丁字路交差点)	一	南甲府	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三〇九	国道一三九号	南都留郡鳴沢村二、一七七番地一先(鳴沢総合センター入口交差点)	一	富士吉田	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、三〇九	国道一三九号	南都留郡鳴沢村二、一七七番地一先(鳴沢総合センター入口交差点)	一	富士吉田	平成二十一年八月二十七日 告示第八七号
五、二三三	市道	中央市成島一、九九三番地先(玉穂カンファレンス南東側丁字路交差点)	二	南甲府	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、二三三	市道	中央市成島一、九九三番地先(丁字路交差点)	一	南甲府	平成二〇年一月二十四日 告示第四号
五、二二四	市道	中央市成島二、〇二九番地二先(成島一号公園北側丁字路交差点)	二	南甲府	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号

五、三二二	県道富士河口	南都留郡富士河口湖町長浜一、〇六二番地先(町立西浜小学校)	一	富士吉田	平成二十一年一〇月二十九日
五、三二〇	県道平林青柳線	南巨摩郡増穂町養米一、五〇五番地先(河原町橋北詰交差点)	四	鵜沢	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三一九	町道	西八代郡市川三郷町大塚四、五二〇番地一先(十字路交差点)	一	鵜沢	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三三八	町道	西八代郡市川三郷町大塚四、七四八番地一先(塩島葡萄園北側十字路交差点)	一	鵜沢	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三二七	町道	西八代郡市川三郷町大塚四、二六四番地先(町立大塚小学校北側)	一	鵜沢	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三二六	茅ヶ岳広域農道	北杜市明野町浅尾二、四七一番地先(県立フラワーセンター前交差点)	一	北杜	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三二五	市道	北杜市小淵沢町上笹尾九九〇番地先(中沢自工北側丁字路交差点)	一	北杜	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三二四	県道富士崎増富線	北杜市須玉町江草八、〇五九番地先(丁字路交差点)	一	北杜	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三二三	県道北杜富士見線	北杜市高根町清里三、五四五番地一先(三口清里南側丁字路交差点)	三	北杜	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号
五、三二二	県道富士河口	地四、二五一先(丘の公園東入口交差点)	一	北杜	平成二十一年一〇月二十九日 告示第一〇八号

に改める。
別表第十五中

五、三三二	湖精進線	湖精進(前)	告示第一〇八号
五、三三二	湖精進線	南都留郡富士河口湖町長浜一、 土河口二二五番地先(町立足和田保育 所前)	告示第一〇八号
		富士	平成二十一年一〇 月二十九日
		吉田	告示第一〇八号

に改める。
別表第十五中

一七五	県道 葑崎櫛 形豊富 線	中巨摩郡田富町西花 輪四、四八二番地先 松坂屋油店先から中 巨摩郡若草町浅原地 内(浅原橋西詰)ま での両側	三、五〇〇	車両	終日	南甲 府一・一七 小笠 四八号	告示第一〇八号
-----	-----------------------	---	-------	----	----	--------------------------	---------

に改める。
別表第十六中

一七五	県道葑 崎南ア ルプス 中央線	南アルプス市浅原地 内(浅原橋西詰)か ら中央市乙黒六六九 番地一二先(食事喫 茶サンロード前)ま での両側	三、六〇〇	車両	終日	南甲 府一〇月 南ア 二九日 ルプ 告示第一 〇八号	告示第一〇八号
-----	--------------------------	---	-------	----	----	--	---------

に改める。
別表第十六中

一一、四四五	市道	北杜市白州町白須二、一三五番 地一先(県道と市道との丁字路 交差点・南進車両)	北杜	平成二十一年七月 二三日 告示第七一号
--------	----	---	----	---------------------------

を

一一、四四五	削除	北杜	平成二十一年一〇
--------	----	----	----------

に

一一、四六六	市道	笛吹市春日居町桑戸八六四番地 先(十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二十一年八月 二七日 告示第八七号
--------	----	----------------------------------	----	---------------------------

を

一一、四六六	市道	笛吹市春日居町桑戸八六四番地 先(十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二十一年八月 二七日 告示第八七号
一一、四六七	市道	南アルプス市西南湖二七番地先 (十字路交差点・南進車両)	南アル プス	平成二十一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号

に改める。
別表第三十三中

一一、四六八	県道北 杜富士 見線	北杜市高根町清里三、五四五番 地一先(ミ口清里南側丁字路交 差点)	北杜	平成二十一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号
一一、四六九	市道	北杜市高根町村山北割一、六五 五番地一先(丁字路交差点・東 進車両)	北杜	平成二十一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号
一一、四七〇	町道	南巨摩郡増穂町小林一、三二九 番地一二先(丁字路交差点・南 進車両)	鵜沢	平成二十一年一〇 月二十九日 告示第一〇八号

を

一一、四六六	見線	北巨摩郡高根町清里三、五四五番 地先(美し森交差点)	四 六三・八・三二 一一号
--------	----	-------------------------------	---------------------

二二	県道北杜 富士見線	北杜市高根町清里三、五四五番地 先（美し森交差点）	四 日 告示第一〇八号
二二	県道北杜 富士見線	北杜市高根町清里三、五四五番地 一先（ミロ清里南側丁字路交差点）	三 日 告示第一〇八号

四七	国道二三 九号（富 士見バイ パス）	富士吉田市下吉田三、九七三番地 の二先（浄化センター入口交差点 ・左折導流部）	一 告示第三七号
----	-----------------------------	---	-------------

四七	国道二三 九号（富 士見バイ パス）	富士吉田市下吉田三、九七三番地 の二先（浄化センター入口交差点 ・左折導流部）	一 告示第三七号
四八	国道二三 九号	南都留郡鳴沢村一、八四四番地先 （鳴沢歩道橋前交差点）	一 日 告示第一〇八号
四九	国道二三 九号	南都留郡富士河口湖町精進五八八 番地先（赤池交差点）	一 日 告示第一〇八号

● 平成二十一年度機械警備業務管理者講習の実施について
 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警
 備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成二十一年十月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

一 実施日時及び実施場所

- 1 実施日時
 平成二十一年十二月一日（火）、同月二日（水）、同月四日（金）及び同月七日
 （月）の午前九時から午後五時まで。ただし、七日は午前九時から正午までとする。
- 2 実施場所
 甲府市宝二丁目二十一番二十号 山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

十人

三 受講手続

- 1 事前申込手続
- (一) 事前申込みの方法
 受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電
 話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得する
 こと（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）
- (二) 事前申込受付期間
 平成二十一年十一月九日（月）及び同月十日（火）の午前九時から午後五時ま
 で

- なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に
 達した場合は、受付を締め切る。
- 2 受講申込手続
 1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行
 うこと。
 - (一) 受講申込受付期間
 平成二十一年十一月十一日（水）から同月十三日（金）までの午前九時から午
 後五時まで
 - (二) 提出書類
 - (1) 機械警備業務管理者講習申込書 一通
 - (2) 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長
 さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面
 に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚
 - (3) 代理人が受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 受講手数料

受講申込書提出時に三万八千円を山梨県収入証紙により納付すること。
なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）に提出し、受理番号を申告すること。
ただし、郵便又は信書便による申込みは受け付けない。

四 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会（所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号）に委託して行う。

五 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

六 その他

- 1 講習初日は、午前八時から午前八時二十分までに受付を済ませること。
- 2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。
- 3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五二二三五 一二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番